

涌谷町監査委員告示第1号

令和5年11月27日付け涌監第36号で提出した定期監査及び行政監査結果報告書について、涌谷町長から地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、別紙のとおり措置を講じた旨の通知があったので、同項及び涌谷町監査基準第18条の規定により公表する。

令和7年2月25日

涌谷町監査委員 城 口 貴志生

同 佐々木 みさ子

涌総第988号  
令和7年2月18日

涌谷町代表監査委員  
城口 貴志生 殿

涌谷町長 遠藤 稔



定期監査及び行政監査結果報告書における指摘事項について（回答）

令和5年11月27日付涌監査第36号で提出されたこのことに対し別紙のとおり処理したので提出します。

【担当：総務課 高橋 43-2111 内線 213】

分類	大	／	中	／	小	／	細	202
----	---	---	---	---	---	---	---	-----



定期監査及び行政監査結果報告書指摘事項

課名 総務課

課名	項目	意見(指摘事項)等	措置内容	備考
総務課	(ア)	明文化した町長交際費支出基準（以下「支出基準」という。）がある。	今回、浦谷町交際費支出基準を令和7年4月1日付け運用として新たに作成し、未設定となっていた部門も含めた共通基準とする。	
	(イ)	支出基準では、会費は原則3,000円となっているが、実際は5,000円支出しているケースもあった。	原則として3,000円となっているが、長期間、見直しされておらず実情と乖離しており、実情に合わせ支出したものの。（酒席を伴う場合等）。令和7年4月1日付け運用予定の新基準にて改正。	
	(ウ)	支出基準の別表に嘱託職員、臨時職員の記述があるが、改正していないため現職種と整合が取れていない。	令和7年4月1日付け運用の新基準において職名等を併せて見直した。	
	(エ)	支出基準では供花対象は職員の1親等までだが、幼稚園職員の祖母（2親等）に際して供花していた。	職員が喪主となっており、従来基準の中の「職員が喪主の場合」に該当することから供花したものの。	
	(オ)	支出基準では、職員の1親等の親族が亡くなった場合について、備考欄で、この親族は実父母と同居の家族（義父母を含む）と表記しているが、同居の家族には1親等以外の家族も含まれることから曖昧な表現となってしまう。対象者及び備考欄の整合が取れていない。	令和7年4月1日付け運用の新基準において、記載方法を含め見直し。	
	(カ)	R3に支出基準により町民医療福祉センターの職員数名に供花しているが、その職員にセンター長交際費（総務管理課）でも重複して供花していた。	令和7年4月1日付け運用の新基準において、改正見直し。	
	(キ)	資金前渡による支払とそれ以外の支払区別の基準がない。	通帳作成を行い資金前渡との区分について令和7年4月1日付け運用の新基準において、改正見直し	
	(ク)	資金前渡金の支出何いに毎月添付されている予算差引簿や資金前渡差引簿の集計表の様式に、タイトルが記載されていないため、何の表なのかかわからない。	統一タイトルにて作成	
	(ケ)	交際費支出何いで、領収書に宛名がないものがあった。	未記載が無い様確認し整理。	
	(コ)	資金前渡精算調査において、徴取した領収書（香典、会費等の領収書を徴取できなかった場合はそれに代わるもの）や証拠書類等が添付されておらず、一覧表のみが添付されている。浦谷町財務規則（以下「財務規則」という。）第58条に反している。	令和5年度より精算より添付。領収書が徴収出来なかったものは、交際費支出何いの写しを添付。	
	(サ)	資金前渡金用の通帳がない。財務規則第57条に反している。	令和5年度より作成済み	
	(シ)	資金前渡の場合は、領収書宛名は資金前渡職員名となるが、ほとんどが町長名となっていた。	原則資金前渡者名での領収書を得られるよう努めるが、交際費の性格上、領収書宛て名は出席名となるのが常であり、領収書を再度、貰い直すことは難しく、止むを得ない場合と認めてもらいたい。（資金前渡者が領収書をもって確認し精算報告しているもの）	
	(ス)	仏生花代の支出調査において、町長交際費の科目である一般会計2款1項1目2細目9節と一般会計2款1項3目19節の仕訳書が添付されていたが、その科目は存在せず、病院会計の調査に同仕訳書の手書き訂正されたものが添付されていた。	仕分け所の訂正があった場合、関係する支出調査すべての仕訳書を訂正します。	
	(セ)	R3の予算差引簿や資金前渡差引簿とHP上に公開されている町長交際費に一部差異が見られた。	財務上の支出日や資金前渡差引簿上の支出した年月日とHP公表について、令和6年度から一致するよう作成済み	
	(ソ)	町長及び副町長の名刺を作成しているが、支出基準には明記されていない。（宮城県では、「特別職を含む職員で200枚を超えた部分の支出」と細則で決めている。）	町長・副町長名刺については、交際費基準別表1 その他から支出している。令和7年4月1日付け運用の基準にて明記。	
(タ)	支出状況等については、町のホームページ（以下「HP」という。）において公表を行っているが、表題の間違いや支出状況の一部間違いが見られた。	今後、誤りが無い様確認し掲載、なお、財務上の支出日や資金前渡差引簿上の年月日とHP公表については令和6年度から一致するよう作成している。		

課名	項目	意見(指摘事項)等	措置内容	備考
教育総務課	(ア)	明文化した基準がある。(弔電・慶弔関係取扱い以下「取扱い」という。)	総務課始め関係各部署と協議のうえ基準を策定済み。	詳細は総務課
	(イ)	取扱いでは、共通する部分は町長交際費の支出基準を準用しているという説明であったが、弔電については、「支出基準」では死亡者が町内在住の場合は哀悼のこぼのみの配布で、死亡者が町外在住の場合は弔電と明記されているのに対して、取扱いでは職員、職員の実父母及び職員の義父母(同居・別居にかかわらず)及び職員の同居する家族は教育長の弔電となっており、対応が異なっている。	「哀悼のこぼ」は町長名のため、別途、教育長名の弔電で対応。	
	(ウ)	供花については、支出基準では死亡者が本人、配偶者、1親等の親族、その他町職員が喪主となる場合と明記されているが、取扱いでは職員、職員の実父母と義父母(同居・別居にかかわらず)、職員の同居する家族となっている。	県費職員等との均衡の面から、別居の義父母についても支出し、従前どおりの対応とする。	
	(エ)	取扱い2に規定されている仏生花については、町長交際費から支出の旨が明示されていない。	(ア)の基準を策定したことにより、これまでの取扱いを廃止。	
	(オ)	取扱い4に規定されている本文の内容が不明である。「但し、」以下の文も不明である。	同上	
	(カ)	財務会計システムのデータは支払区分を資金前渡に訂正してあるが、支出命令調書(原本)は訂正されていないものがあつた。	データのとおり書類の訂正を行う。	
	(キ)	予算差引簿又は資金前渡差引簿と思われる表の提出を受けたが、R4予算5万円、前送3万円と記載されているが、タイトルがないため、何の表なのか分からない。予算差引簿と資金前渡差引簿なのかの区別がつかない。R3の表については、予算も資金前渡も3万円となっており、予算額が間違っていた。	原則請求書払いに変更することとし、資金前渡による現金保管を行わない事とした。 令和3年度の表については、記載誤りのため書類の訂正を行う。	
	(ク)	前渡金の(現金)の保管は会計課となっている。財務規則第57条に反している。	原則請求書払いに変更することとし、資金前渡による現金保管を行わない事とした。	
	(ケ)	資金前渡による支払とそれ以外の支払区別の基準がない。レタックス、手土産は普通払ができるのではないか。	同上	
	(コ)	資金前渡精算調書において、徴取した領収書(香典、会費等の領収書を徴取できなかった場合はそれに代わるもの)や証拠種類等が添付されておらず、一覧表のみが添付されている。涌谷町財務規則(以下「財務規則」という。)第58条に反している。	領収書等を徴取できないものは実際費支出伺の写しを添付。	
	(サ)	教育長の名刺代の支出がないが、自費で対応していることから、町長部局との取扱いに差異がある。	財政的な事情を考慮し、前々教育長の時から自費対応としている。	
	(シ)	支出状況等についての公表は、行っていない。	総務課始め関係各部署と協議のうえ、今後は公表する予定。	

# 定期監査及び行政監査結果報告書指摘事項

課名 農業委員会

課名	項目	意見(指摘事項)等	措置内容	備考
農業委員会	(ア)	明文化した農業委員会会長交際費支出基準（以下「農委支出基準」という。）がある。	あり	
	(イ)	令和元年度までは支出があるが、それ以降はない。農業委員会会長の方針で自費対応していた。	コロナの自粛により支出はなかった。	
	(ウ)	前渡金（現金）の保管は、農林振興課の金庫となっている。財務規則第57条に反している。	通帳を会計課金庫にて保管済み。	
	(エ)	農委支出基準には、御祝儀等、御見舞、仏生花献花、記念品と記述されているが、御祝儀等以外は農業委員等の互助会に対応しているとのことであり、農委支出基準と実態との間に乖離がある。	町で交際費支出基準を統一することで今後対応する。	
	(オ)	会長名刺代の支出がないが、自費で対応していることから、町長部局との取扱いに差異がある。	町で交際費支出基準を統一することで今後対応する。	
	(カ)	支出状況等についての公表は、行っていない。	行っていない。	

# 定期監査及び行政監査結果報告書指摘事項

課名 センター（総務管理課）

課名	項目	意見(指摘事項)等	措置内容	備考
センター (総務管理課)	(ア)	明文化した基準がない。	町長交際費の基準を準用します。	
	(イ)	町民医療福祉センターに勤務する正職員については、町長交際費とセンター長交際費の2か所から供花していた。	正職員については町長交際費のみの対応とします。	
	(ウ)	町長交際費の支出基準では嘱託職員には支出しないとなっている（令和5年11月時点）が、センター長交際費ではセンター親睦会会員（町民医療福祉センターに勤務する正職員及びフルタイム会計年度任用職員のうち、希望する職員が加入）であれば正職員以外の職員にも支出していた。	会計年度任用職員については、センター親睦会費のみの対応とします。	
	(エ)	仏生花について、町民医療福祉センター長とセンター親睦会が連名で供花しているが、そうなった経過や負担割合等、根拠となる書類がなかった。	根拠書類は不明です。	
	(オ)	仏生花代の支出調書の摘要欄には（〇〇家・△△家・□□家）としか記載されていなく、亡くなった方と会員との関係がわからない。	職員と亡くなった方の関係を記載します。	
	(カ)	資金前渡の実績がない。	立替払いではなく資金前渡で対応します。	
	(キ)	重大な違反行為である立替払や、立替払と思われる支出があった。	立替払いを行わないよう改めます。	
	(ク)	センター長と一部の医師の名刺を作成していたが、基準がない。	町長交際費の基準を準用します。	
	(ケ)	支出状況等についての公表は、行っていない。	年に1度、ホームページで公表します。	

# 定期監査及び行政監査結果報告書指摘事項

課名 議会事務局

課名	項目	意見(指摘事項)等	措置内容	備考
議会事務局	(ア)	明文化した基準がない。	庁内統一の支出基準として「涌谷町交際費支出基準」が定められた。	試行期間：令和7年1月1日～ 施行日：令和7年4月1日
	(イ)	資金前渡による支払とそれ以外の支払区別の基準がない。	庁内統一の支出基準として「涌谷町交際費支出基準」が定められた。	試行期間：令和7年1月1日～ 施行日：令和7年4月1日
	(ウ)	前資金前渡精算調書に領収書が付いていないものがあつた。財務規則第58条に反している。	令和7年1月6日付け涌総号外で通知されたとおり資金前渡精算明細簿、領収書(徴し得ないものについては交際費支出何の写し)を添付することとする。	
	(エ)	資金前渡の領収書の宛名は資金前渡職員となるが、議会名や議員役職名、議員名となつていた。	領収証書の宛名は「資金前渡職員 役職名 氏名」を記載するよう依頼し、領収証書を受領したときには改めて記載内容を確認することで不備を抑制する。なお、不備がある場合は再発行を依頼し、「再発行」である旨を明記させる。	
	(オ)	支出状況等についての公表は、行っていない。	令和7年4月1日から施行する「涌谷町交際費支出基準」第9条の規定により、交際費の支出内容についてホームページ上で公表する。なお、1か月単位にデータを作成し、定例監査終了後に公開する。	令和7年1月6日付け涌総号外で通知されたとおり町ホームページ掲載時期については別途協議する。

## 涌谷町交際費支出基準

### (趣旨)

第1条 この基準は、町長、教育長、議会議長、農業委員会会長、町民医療福祉センター長（以下「特別職等」という。）が行政執行のため、町を代表し外部の特定個人又は団体との公の交渉に要する経費（以下「交際費」という。）の支出の透明性をより高めるため、支出基準を定めるものとする。

### (交際費支出)

第2条 交際費の取扱いについては、涌谷町財務規則（昭和57年涌谷町規則第4号。以下「規則」という。）第50条から第53条までの規定により、支出するものとする。

### (資金前渡)

第3条 規則第55条から第58条により、資金前渡の方法で支出するものとする。

### (前渡金の保管)

第4条 交付を受けた前渡資金は、規則第57条の規定により、預金その他の確実な方法で保管するものとする。

2 前項の規定により預金した場合においては、預金通帳の出納簿を備え付けなければならない。

### (支出先)

第5条 交際費の支出先となる個人又は団体は、次のとおりとする。

- (1) 涌谷町の事務事業と直接かつ密接な関係にあるもの
- (2) 涌谷町政の伸展に功績がある、又はあったもの
- (3) 特別職等が特に必要と認めたもの

### (支出区分)

第6条 交際費は、支出の内容により、次のとおり区分する。

- (1) 会費 各種団体等が行う会費を必要とする懇親会、研修会、会合の出席に係る経費。ただし、政治的・宗教的団体への支出は除く。
- (2) 祝儀 各種団体等が行う飲食を伴う総会、大会、式典、祝賀会等に対する祝儀に係る経費。ただし、政治的・宗教的団体及び公費からの助成、補助がない団体を除く。
- (3) 弔慰 葬儀等における供花等に要する経費
- (4) 協賛金・賛助金 町の助成等の支出がなく、活動の趣旨・目的に賛同できるもので公共的、公益的なものに対する協賛に係る経費
- (5) 激励 町の助成等の支出がなく、スポーツや文化活動等で全国大会等へ出場する個人又は団体の激励に係る経費
- (6) 渉外 外部との公の意見交換又は折衝等に必要な土産等の購入、情報収集のための懇談会等開催、出席等、町政の円滑な遂行、進展を図る目的等に係る経費



(7) その他

ア 名刺代 社会通念上妥当と認められる額

イ 上記のいずれにも属さない場合で、町政運営上、特別職等が特に支出する必要があると認めるもので社会通念上妥当と認められる額

(支出基準)

第7条 前条に規定する交際費の支出は、社会通念上妥当と認められる範囲内の額とし、支出区分に応じる支出金額の基準は別表第1のとおりとする。

2 副町長及び職員の同席は必要最小限とする。

3 前項に掲げるもののほか、町に対する協力者に誠意を表す場合、及び交際上特に町長が支出する必要があると判断される場合、並びに前項に規定する基準において、その内容等を考慮し、当該基準に定める額により難いものについては、社会通念上妥当と認められる範囲内で支出することができるものとする。

(弔慰)

第8条 第6条第3号に規定する弔慰の対象者については、別表第2に定めるものとする。

2 この支出基準に定める別表第2(1)～(5)は町長交際費のみ適用する。

3 町長を除く特別職等が供花等の送付を希望する場合、連名とすることができる。

(公表)

第9条 この基準及びこの基準に基づく交際費の支出内容については、ホームページ上で公表するものとする。

2 公表に当たっては、個人が特定又は識別をされないよう配慮するものとする。

3 公表する期間は、3か年度とする。

(その他)

第10条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定めるものとする。

附 則

この基準は令和7年4月1日から施行する。

別表第1（第7条関係）

支出区分	対象者及び金額等
(1) 会費	・会費相当額 ・公務の都合上出席できない場合は、代理執行も認める。
(2) 祝儀	・10,000円を限度として相当と認められる額。ただし、行事の規模及び参加人数等により調整することができる。 ・公務の都合上出席できない場合は、代理執行も認める。
(3) 弔慰	原則的に供花（2万円相当）と哀悼のことばの配付のみとする。 ただし、亡くなった方が町外在住の場合は弔電を送付する。
(4) 協賛金・賛助金	10,000円を限度として相当と認められる額
(5) 激励	・個人の場合、10,000円以内（ただし、学生については5,000円以内） ・団体の場合、1団体30,000円以内とする
(6) 渉外	社会通念上妥当と認められる額
(7) その他	社会通念上妥当と認められる額

別表第2 (第8条関係)

供花等送付対象者		備考	
(1) 町に功績のあった者	名誉町民本人		
	名誉町民の配偶者	名誉町民が故人となった場合は贈らない	
	帯勲者		
(2) 町議会議員	現職	本人	
		配偶者	
		一親等の親族	義父母及び子の配偶者については、同居の場合に限る。
	元職	本人	
(3) 地元選挙区選出の国会・県議会議員、知事、近隣首長	現職	本人	
	元職	本人	適宜協議（宮城県町村会からの通知があったものについては弔電対応とする）
(4) 町各行政機関の委員（農業委員、教育委員、監査委員、選挙管理委員、固定資産評価審査委員）	現職	本人	
		配偶者	
		一親等の親族	義父母及び子の配偶者については、同居の場合に限る。
(5) 町職員（町長、副町長、教育長、医療福祉センター長を含む。会計年度任用職員は除く。）	現職	本人	
		配偶者	
		一親等の親族	義父母及び子の配偶者については、同居の場合に限る。
		その他	町職員が喪主となる場合
	元職	本人	
(6) その他		上記のほか、特別職等が必要と認めるもの	